

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	個人施行の廃止又は終了の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第13条第1項
基準規定	土地区画整理法第13条第1項
審査基準	土地区画整理法第13条第1項 （土地区画整理事業の廃止又は終了） 第13条 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	換地計画の変更（施行地区の面積が5ha未満のものでかつ施行者が個人、組合、区画整理会社である場合に限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第97条第1項
基準規定	土地区画整理法第8条第1項；第86条第4項・第5項
審査基準	土地区画整理法第8条第1項、第86条第4項、第5項 （事業計画に関する関係権利者の同意） 第8条 第四条第一項に規定する認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者がある場合においては、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。但し、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。 （換地計画の決定及び認可） 第86条 4 都道府県知事は、第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。 - 一 申請手続が法令に違反していること。 - 二 換地計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。 - 三 換地計画の内容が事業計画の内容と抵触していること。 5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区（都市再開発法第二条第三号 に規定する施行地区をいう。）が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第一項に規定する認可をしてはならない。
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	換地計画の認可（施行地区の面積が5ha未満のものでかつ施行者が個人、組合、区画整理会社である場合に限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第86条第1項
基準規定	土地区画整理法第8条第1項；第86条第4項・第5項
審査基準	土地区画整理法第8条第1項、86条第4項、第86条第5項 （事業計画に関する関係権利者の同意） 第8条 第四条第一項に規定する認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者がある場合においては、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。但し、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。 （換地計画の決定及び認可） 第86条 4 都道府県知事は、第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。 - 一 申請手続が法令に違反していること。 - 二 換地計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。 - 三 換地計画の内容が事業計画の内容と抵触していること。 5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区（都市再開発法第二条第三号 に規定する施行地区をいう。）が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第一項に規定する認可をしてはならない。
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	建築物等の移転又は除却の際の建築物等の使用許可
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第77条第8項
基準規定	土地区画整理法第77条第8項
審査基準	土地区画整理法第77条第8項 （建築物等の移転及び除却） 第77条 8 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	建築物等の移転若しくは除却の認可（施行者が個人、組合、区画整理会社である 場合に限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第77条第7項
基準規定	土地区画整理法第77条第1項・第2項・第3項
審査基準	土地区画整理法第77条第1項第2項、第3項 （建築物等の移転及び除却） 第77条 施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合、第百条第一項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合又は公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合において、従前の宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物その他の工作物又は竹木土石等（以下これらをこの条及び次条において「建築物等」と総称する。）を移転し、又は除却することが必要となつたときは、これらの建築物等を移転し、又は除却することができる。 2 施行者は、前項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨をその建築物等の所有者及び占有者に対し通知するとともに、その期限までに自ら移転し、又は除却する意思の有無をその所有者に対し照会しなければならない。 3 前項の場合において、住居の用に供している建築物については、同項の相当の期限は、三月を下つてはならない。ただし、建築物の一部について政令で定める軽微な移転若しくは除却をする場合又は前条第一項の規定に違反し、若しくは同条第三項の規定により付された条件に違反して建築されている建築物で既に同条第四項若しくは第五項の規定により移転若しくは除却が命ぜられ、若しくはその旨が公告されたものを移転し、若しくは除却する場合については、この限りでない。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	建築行為等の許可
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第76条第1項
基準規定	土地区画整理法第76条第1項 土地区画整理法施行令第70条
審査基準	1 土地区画整理法第76条第1項 （建築行為等の制限） 第76条 次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。 一 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告 二 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第二十一条第三項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告 三 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告 2 土地区画整理法施行令第70条 （設置又はたい積の制限を受ける物件） 第70条 法第七十六条第一項 に規定する政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が五トンを超える物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ五トン以下となるものを除く。）とする。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	測量又は調査のための土地の立入りの際の植物等の障害物の伐除の認可
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第72条第6項
基準規定	土地区画整理法第72条第6項
審査基準	土地区画整理法第72条第6項 （測量及び調査のための土地の立入り等） 第72条 6 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にいないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者（その命じた者又は委任した者を含む。）は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	測量又は調査のための土地の立入等の認可
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第72条第1項
基準規定	土地区画整理法第72条第1項
審査基準	土地区画整理法第72条第1項 （測量及び調査のための土地の立入り等） 第72条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「機構理事長等」という。）は、第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	区画整理会社の土地区画整理事業の廃止又は終了の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第51条の13第1項
基準規定	土地区画整理法第51条の13第1項
審査基準	土地区画整理法第51条の13第1項 （土地区画整理事業の廃止又は終了） 第51条の13 区画整理会社は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、区画整理会社はその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	区画整理会社の規準又は事業計画の変更の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第51条の10第1項
基準規定	土地区画整理法第51条の9第1項・第2項
審査基準	土地区画整理法第51条の9第1項、第2項 （施行の認可の基準等） 第51条の9 都道府県知事は、第五十一条の二第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。 一 申請者が第三条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社でないこと。 二 申請手続が法令に違反していること。 三 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令（前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。 四 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。 五 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項に規定する開発行為が同法第三十四条各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第五十一条の二第一項に規定する認可をしてはならない。
標準処理 期間	60日（縦覧、意見書提出期間を含む）
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	区画整理会社の施行の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第51条の2第1項
基準規定	土地区画整理法第51条の9第1項・第2項
審査基準	土地区画整理法第51条の9第1項、第2項 （施行の認可の基準等） 第51条の9 都道府県知事は、第五十一条の二第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。 一 申請者が第三条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社でないこと。 二 申請手続が法令に違反していること。 三 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令（前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。 四 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。 五 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項 に規定する開発行為が同法第三十四条 各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第五十一条の二第一項に規定する認可をしてはならない。
標準処理 期間	60日（縦覧、意見書提出期間を含む）
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	土地区画整理組合の決算報告書の承認（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第49条
基準規定	土地区画整理法第49条
審査基準	土地区画整理法第49条 （決算報告） 第49条 清算人は、清算事務が終つた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	事業計画策定前に設立された土地区画整理組合の事業計画の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第14条第3項
基準規定	土地区画整理法第21条第1項・第2項
審査基準	土地区画整理法第21条第1項、第2項 （設立の認可の基準等及び組合の成立） 第21条 都道府県知事は、第十四条第一項から第三項までに規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号（同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反していること。 二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。 三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。 四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項 に規定する開発行為が同法第三十四条 各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第十四条第一項又は第二項に規定する認可をしてはならない。
標準処理 期間	60日（縦覧、意見書提出期間を含む）
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	事業計画策定前の土地区画整理組合設立の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第14条第2項
基準規定	土地区画整理法第21条第1項・第2項
審査基準	土地区画整理法第21条第1項、第2項 （設立の認可の基準等及び組合の成立） 第21条 都道府県知事は、第十四条第一項から第三項までに規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号（同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反していること。 二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。 三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。 四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項 の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項 に規定する開発行為が同法第三十四条 各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第十四条第一項又は第二項に規定する認可をしてはならない。
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	土地区画整理組合設立の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第14条第1項
基準規定	土地区画整理法第21条第1項・第2項
審査基準	土地区画整理法第21条第1項、第2項 （設立の認可の基準等及び組合の成立） 第21条 都道府県知事は、第十四条第一項から第三項までに規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号（同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反していること。 二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。 三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。 四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項 の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項 に規定する開発行為が同法第三十四条 各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第十四条第一項又は第二項に規定する認可をしてはならない。
標準処理 期間	60日（縦覧、意見書提出期間を含む）
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	個人施行の施行者の変動による規約の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第11条第4項
基準規定	土地区画整理法第11条第4項
審査基準	土地区画整理法第11条第4項 （施行者の変動） 第11条 4 一人で施行する土地区画整理事業において、前三項の規定により施行者が数人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第四条第一項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	個人施行の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第4条第1項
基準規定	土地区画整理法第3条第1項・第9条第1項・第2項 土地区画整理法施行令第67条の2
審査基準	1 土地区画整理法第3条第1項、第9条第1項、第2項 （土地区画整理事業の施行） 第3条 宅地について所有権若しくは借地権を有する者又は宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。ただし、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者にあつては、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で政令で定めるものに限る。 （施行の認可の基準等） 第9条都道府県知事は、第四条第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号の一に該当する事実があると認めるとき、及び次項の規定に該当するとき以外は、その認可をしなければならない。 - 一 申請手続が法令に違反していること。 - 二 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。 - 三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。 - 四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。 2 都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項に規定する開発行為が同法第三十四条各号の一に該当すると認めるときでなければ、第四条第一項に規定する認可をしてはならない。 2 土地区画整理法第67条の2 （宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行することができる者） 第67条の2 法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 - 一 地方公共団体 - 二 日本勤労者住宅協会 - 三 土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で次に掲げるものの - イ 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人 - ロ 宅地を造成して賃貸し、又は譲渡する事業を行う法人
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	個人施行の規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第10条第1項
基準規定	土地区画整理法第9条第1項；第9条第2項
審査基準	土地区画整理法第9条第1項、第9条第2項 （施行の認可の基準等） 第9条 都道府県知事は、第四条第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号の一に該当する事実があると認めるとき、及び次項の規定に該当するとき以外は、その認可をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反していること。 二 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。 三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。 四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。 2 都道府県知事は、都市計画法第七条第一項 の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項 に規定する開発行為が同法第三十四条各号の一に該当すると認めるときでなければ、第四条第一項に規定する認可をしてはならない。
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の 名称	土地区画整理組合の解散の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第45条第2項
基準規定	土地区画整理法第45条第1項・第2項
審査基準	土地区画整理法第45条第1項、第2項 （解散） 第45条 組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。 一 設立についての認可の取消 二 総会の議決 三 定款で定めた解散事由の発生 四 事業の完成又はその完成の不能 五 合併 六 事業の引継 2 組合は、前項第二号から第四号までの一に掲げる事由により解散しようとする場合においては、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の名称	組合施行の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第39条第1項・第2項
基準規定	土地区画整理法第21条第1項・第2項
審査基準	土地区画整理法第21条第1項、第2項 （設立の認可の基準等及び組合の成立） 第21条 都道府県知事は、第十四条第一項から第三項までに規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号（同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反していること。 二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。 三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。 四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項 に規定する開発行為が同法第三十四条 各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第十四条第一項又は第二項に規定する認可をしてはならない。
標準処理期間	60日（縦覧、意見書提出期間を含む）
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項